

審議会等委員の選任に関する指針

1. 目的

この指針は、市民（市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に在する学校に在学する者を含む。）の市政への参加を促進するとともに、会議運営の透明性・公平性の向上を図るため、審議会等委員への市民公募をはじめ、男女構成比率、重複選任・長期在任の制限などを基準として設け、もって開かれた市政の推進と市民の市政への信頼の確保に寄与することを目的とする。

2. 指針の対象

この指針の対象とする審議会等は、次のとおりとする。

- ①市民、学識経験者等で構成され、市の事務について審議、審査又は調査等（以下「審議会等」という。）を行うため地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長その他の執行機関に設置された附属機関
- ②市民、学識経験者等で構成され、市政運営上の意見聴取等を行うため、市長その他の執行機関に設置された会議

3. 選任の基準

審議会等の委員の選任に際しては、原則として次のとおり行うものとする。

ただし、次のそれぞれについて、法令もしくは大阪府条例又は規則に特段の定めがあるときはこの限りではない。

(1)委員数

審議会等の委員数の上限は20人とする。

ただし、審議等の内容及び対象が膨大かつ多量であるため、部会、分科会等を設ける場合にあっては、一の部会、分科会等に属する委員の上限を20人とする。

(2)重複選任の制限

既に他の審議会等に所属している者を委員に選任するときは、当該選任によりその者が所属することとなる審議会等の数が4を超えないようにしなければならない。

ただし、学識経験者等で他に適当な人材が見あたらないとき、又は、関係機関並びに関係団体に対し推薦を依頼し選任された委員については、この限りではない。

(3)選任回数・在任期間

委員の選任回数は2期を超えないものとし、かつ在任期間は10年を超えないものとする。

ただし、学識経験者等で他に適当な人材が見あたらないとき、又は、関係機関並びに関係団体に対し推薦を依頼し選任された委員については、この限りではない。

(4)女性委員の選任の推進

市政運営への女性の参画を推進するため、別に定める規定に留意し女性委員の選任の拡大に努めるものとする。

(5)職員の選任除外

本市職員を審議会等委員に選任しないこと。

ただし、審議等の内容が市民サービスにかかる資格認定等である場合のほか、委員として職員のあて職が必要な場合（小・中学校教諭、保健所医療職員等）等は、この限りではない。

(6)あて職の制限

関係機関及び関係団体に対して委員の推薦を依頼するときは、推薦されるべき者の地位を限定してはならない。

(7)市民公募

審議等の内容が、非常に高い専門性を有しているもの並びに個人のプライバシーに関するものである場合等を除き、委員の選任に際しては、次のとおり市民公募に努めるものとする。

- ①委員数が10人以下の審議会等は、市民公募枠を1人以上確保する。
- ②それ以外の審議会等は、市民公募枠を2人以上確保する。
- ③市民公募の方法、応募資格などは、別に定める。

4. その他

- (1)この指針は、平成14年4月1日から実施する。
- (2)この指針は、平成24年10月1日から実施する。
- (3)この指針は、平成25年7月1日から実施する。